

## 碧南市国民保護計画の主な修正事項及び協議対象となった修正箇所

### 1 趣旨

碧南市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第35条に基づき作成し、「市域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民の保護のための措置に関する事項、措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項、措置を実施するための体制に関する事項、措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項、措置に関し市長が必要と認める事項」を定めた計画です。国民保護計画第1章3（1）「市国民保護計画の変更手続」において「国における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。」となっていることから毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する必要があります。

### 2 令和4年度の修正方針

#### （1）時点修正

地理的特徴、社会的特徴について時点修正を行う。

#### （2）表記等の修正

##### ア 国及び県が実施する事項を愛知県国民保護計画の記載を参考に追記

消防庁が示した「市町村国民保護モデル計画」に基づき作成された市国民保護計画は、市が実施する業務や市と協力する団体の業務のみが記載され、国及び県が実施する国民保護措置等は記されていない。現場で市民等を直接支援する市が国民保護措置の全容及び国、県及び市担当区分等を把握しておく必要があることから、国及び県が実施する事項を県計画の記載に合わせ修正する。

##### イ 愛知県国民保護計画の記載順に合わせ修正

県計画と市計画の記載が乖離しているため県計画の修正を過去に市計画に反映できていない不具合があったことから、修正時に錯誤が生じないように、愛知県国民保護計画の記載順に合わせ修正する。

##### ウ 碧南市非常配備体制表並びに国民保護法等の法規・規則との齟齬を修正及び不足部分の追記

市国民保護対策本部の編成が市の非常配備体制表と異なっているため非常配備体制表の編成に合わせ修正する。また、国民保護法の法規及び規則と齟齬がある箇所は修正し、

記載に不足している箇所は追記する。

### 3 修正箇所、修正理由及び根拠

新旧対比表の修正した箇所は赤字見え消し、修正後は赤字、削除した部分「(削除)」、追記した箇所「(追加)」で表示している。変更理由及び変更根拠については、「変更理由」欄を参照。

### 4 事前協議結果

県との「協議」前に行う「事前協議」を実施した。県からの事前協議の回答は「愛知県西三河県民事務所からの回答」参照。

事前協議において、県から「消防庁が提示している市町村国民保護モデル計画から乖離しているため、法令や基本指針の変更等を適切に市の計画に反映する際、今後の変更作業が煩雑になることに留意する必要がある。」と意見があった。本年度の修正方針と異なるため県に事前協議において、説明し理解を得ている。また、法令や基本指針の変更等があった場合、県計画も見直しを実施されることから変更作業は県計画を参考とすれば、変更作業は煩雑となることは考えにくいため、市国民保護計画は愛知県国民保護計画の記載順に合わせた記載としている。その他の修正内容については、県との事前協議において、合意を得ている。

### 5 協議対象となった修正箇所等

協議対象以外の修正箇所は県から「軽微な修正」と判断され、国民保護法第35条第8項の規定により、諮問対象となっておりません。協議対象箇所は次のとおりです。

#### (1) 協議対象箇所

新旧対比表の青枠で囲まれた箇所

#### (2) 協議対象箇所の参考

- ・ 第1編第1章(1)イ 市の責務の追記 (対比表 p3 参照)
- ・ 第1編第5章 武力攻撃事態の類型の追記 (対比表 p11、p12 参照)
- ・ 第2編第1章第2 5 消防団の充実・活性化の推進の追記 (対比表 p18 参照)
- ・ 第2編第1章第2 6(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援の追記 (対比表 p18 参照)
- ・ 第2編第1章第4 3(5) 日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集への協力の追記 (対比表 p22 参照)
- ・ 第2編第2章1(1) 基礎的資料の準備【市国民保護対策本部において集約、整理する基

【基礎的資料】の追記（対比表 p25 参照）

- ・ 第2編第2章1(3) 多数の者が利用又は居住する施設の管理者への要請の修正（対比表 p25 参照）
- ・ 第2編第2章1(4) 名古屋鉄道株式会社との連携の確保の追記（対比表 p26 参照）
- ・ 第2編第2章1(7) 電気通信事業者との協議の追記（対比表 p26 参照）
- ・ 第2編第2章1(8) 医療関係団体との協議の追記（対比表 p26 参照）
- ・ 第2編第2章1(9) 消防機関と医療機関の連絡・連携体制等の整備促進の追記（対比表 p26 参照）
- ・ 第2編第2章4 避難施設の指定への協力等の追記（対比表 p28 参照）
- ・ 第2編第3章1 生活関連等施設の把握等の追記（対比表 p30 参照）
- ・ 第2編第3章2 生活関連施設の安全確保の留意点の追記（対比表 p30、p31 参照）
- ・ 第2編第3章3 廃棄物の特例に関する検討の追記（対比表 p31 参照）
- ・ 第3編第1章1(2) 市国民保護対策本部を設置すべき通知がない場合の修正（対比表 p35 参照）
- ・ 第3編第2章1(4) 市国民保護対策本部における広報等の追記（対比表 p39 参照）
- ・ 第3編第2章1(5) 市保護対策本部の廃止の第3編第2章1(8)からの移動・追記（対比表 p39 参照）
- ・ 第3編第2章1(6) 県現地対策本部が設置された場合の修正・追記（対比表 p39 参照）
- ・ 第3編第2章2(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策の修正・追記（対比表 p42 参照）
- ・ 第3編第3章1(2) 国・県の現地対策本部との連携の一部削除（対比表 p42 参照）
- ・ 第3編第3章3(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等の追記（対比表 p43 参照）
- ・ 第3編第4章第1 警報の伝達等【警報の内容】の追記（対比表 p45 参照）
- ・ 第3編第4章第1(1) 警報の内容の伝達【警報の内容の通知・伝達の流れ】の修正（対比表 p46 参照）
- ・ 第3編第4章第1 1 避難措置の指示の修正・追記（対比表 p49 参照）
- ・ 第3編第4章第1 2 避難の指示の第3編第4章第1 1からの移動・修正・追記（対比表 p50、p51 参照）
- ・ 第3編第4章第1 3 武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項の第3編第4章第1 3からの移動・追記（対比表 p52、p53 参照）
- ・ 第3編第4章第1 5(1) 避難実施要領の策定の追記（対比表 p55 参照）
- ・ 第3編第4章第1 5(5) 自主防災組織等に対する協力の要請の追記（対比表 p57 参照）

- ・ 第3編第4章第1 5(7) 県に対する要請等の第3編第4章第1 5(13)からの移動(対  
比表 p57 参照)
- ・ 第3編第4章第1 5(10) 残留者等への対応の追記(対比表 p58 参照)
- ・ 第3編第4章第1 6 市が管理する施設における避難誘導のための措置の追記(対比表  
p61 参照)
- ・ 第3編第5章1(5) 救援の基準の追記(対比表 p63 参照)
- ・ 第3編第5章2(5) 医療の要請等の追記(対比表 p64 参照)
- ・ 第3編第5章2(6) 救援の際の物資の売渡しの追記(対比表 p64 参照)
- ・ 第3編第5章2(7) 民間からの救援物資の受入れ等の追記(対比表 p64 参照)
- ・ 第3編第5章4 救援の実施における留意事項の追記(対比表 p65～p67 参照)
- ・ 第3編第7章第2 国民生活にかかわる重要施設の安全確保第2編第2章6からの移動  
及び追記(対比表 p73～p75 参照)
- ・ 第3編第7章第3 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処の第3編第  
7章第4から移動・修正・追記(対比表 p76～p78 参照)
- ・ 第3編第7章第4 1 武力攻撃災害の兆候の通知の追記(対比表 p79 参照)
- ・ 第3編第7章第4 2 緊急通報の発令の追記(対比表 p80 参照)
- ・ 第3編第7章第4 3 事前措置の第3編第7章第2 2から移動・追記(対比表 p81 参  
照)
- ・ 第3編第7章第4 4 退避の指示の追記(対比表 p82 参照)
- ・ 第3編第8章4 新たな重大被害の報告の追記(対比表 p84 参照)
- ・ 第3編第9章1(6) 市民等への協力要請の追記(対比表 p85 参照)
- ・ 第3編第9章3 文化財の保護の追記(対比表 p86 参照)
- ・ 第3編第10章1 生活関連物資等の価格安定の追記(対比表 p87、p88 参照)
- ・ 第3編第10章2(3) 就労状況の把握と雇用の確保の追記(対比表 p89 参照)
- ・ 第3編第11章 交通規制の追記(対比表 p90 参照)
- ・ 第3編第12章2 赤十字標章等の交付の追記(対比表 p92 参照)
- ・ 第3編第12章4(3) 県知事又は県警察本部長による交付の追記(対比表 p94 参照)
- ・ 第4編第1章2 県が行う応急の復旧の追記(対比表 p95 参照)
- ・ 第4編第1章3 県が管理する施設及び設備の追記(対比表 p95 参照)
- ・ 第4編第3章1(2) 関係書類の保管の追記(対比表 p96 参照)
- ・ 第4編第3章2 損失及び損害補償(2)の追記(対比表 p98 参照)